あわぎんの電子交付サービス規定(利用規約)

1. 規定の趣旨

この規定は、投資信託取引報告書等のお客さまへの書面交付につき、紙媒体に代えて電磁的方法により提供(以下、「電子交付」といいます。)するサービス(以下、「本サービス」といいます。)に関して、その取扱い等を定めたものです。

2. 準拠法・法令等の遵守

- (1) 本サービスの利用にあたっては、お客さまは日本国内の法令、諸規則ならびにこの規定 等を遵守するものとします。なお、法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他必要 が生じたときは、当行は、この規定を変更することがあり、本サービスの取扱いは変更 後の規定に従うこととします。
- (2) この規定に定めのない事項については、「あわぎんインターネット・モバイルバンキング利用規定」、「投資信託受益権振替決済口座管理規程」および「特定口座約款」等の各規定により取り扱います。なお、「投資信託受益権振替決済口座管理規程」および「特定口座約款」における対象書面の通知は電子交付による方法を含むものと読み替えます。

3. 対象書面の種類

- (1) 当行が、本サービスにより電子交付する投資信託に関する対象書面の種類は次に定めるものとします。
 - ① 取引報告書
 - ② 特定口座譲渡損益額のお知らせ
 - ③ 収益分配金のご案内
 - ④ 収益分配金再投資のご案内
 - ⑤ 運用報告書
 - ⑥ 取引残高報告書
 - ⑦ ご投資状況のお知らせ
 - ⑧ 償還金のご案内
 - ⑨ 定期定額契約のご案内
 - ⑩ お取引店・口座変更のお知らせ
 - ⑪ 少額投資非課税口座(NISA 口座)開設のご案内
 - ② 特定口座内保管上場株式等払出通知書
 - (13) 非課税口座内保管上場株式等払出通知書
 - (4) 株式会社阿波銀行からのお知らせ
 - ⑤ 当行が後記(2)に定める方法により公表した書面
- (2) 当行が対象書面を変更する場合は、事前にホームページへの掲示またはその他当行が定める方法により公表するものとし、これによりお客さまから電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱います。

4. 電子交付方法

当行が行う電子交付は、「あわぎんインターネット・モバイルバンキング」内にログインしたお客さまのみが閲覧できる画面(以下、「当行専用ページ」といいます。)において、書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法により行います。

- (1) 当行は、電子交付する書面の記載事項(以下、「電子書面」といいます。)を紙媒体に 出力できる形式で当行専用ページにて閲覧に供します。
- (2) 電子書面は、PDF形式のファイルとします。
- (3) 当行はお客さまに対し、電子書面が当行専用ページ上に記録される旨、または記録された旨の通知を当行所定の方法にて行うものとします。
- (4) 当行は次の場合を除き、お客さまが各電子書面を閲覧可能となる日(電子交付日)より5年間、当行専用ページにて電子書面を閲覧に供するものとします。
 - ① 当行が当該電子書面について、紙媒体による交付を行った場合
 - ② 当行がお客さまより他の電磁的方法(電子メールを利用する方法、当行ホームページ等からダウンロードする方法等)による交付の承諾を得たうえ、当該他の電磁的方法等により当該電子書面の交付を行った場合
 - ③ 後記8の本サービスの終了条件のいずれかに該当する場合および電子書面の正確性を 確保する場合等、当行がやむを得ないと判断する場合

5. 本サービスの利用申込

- (1) お客さまは、当行専用ページの所定の画面から当行所定の方法により本サービスの利用を申し込むものとします。(お申込時に「電子交付配信のお知らせ」受信用に、お客さま自身の管理に属する受信可能な電子メールアドレスの登録が必要です。)
- (2) 本サービスの申込は、前記3の書面について包括して行うものとし、一部の書面のみに限定して利用することはできません。
- (3) 当行は、お客さまにあらかじめ通知することなく、利用申込方法を追加あるいは変更 することがあります。

6. 本サービスの提供条件

当行は、次の条件のもとに、お客さまに対し本サービスを提供するものとします。

- (1) お客さまが当行において既に「投資信託受益権振替決済口座管理規程」に基づく投資 信託口座(投資信託受益権振替決済口座)を開設していただいていること。
- (2) お客さまが「あわぎんインターネット・モバイルバンキング」をご契約いただいていること。
- (3) お客さまがインターネットを利用できること。また、お客さまが前記5 (1) の規定 に基づき登録したメールアドレスが、お客さま自身の管理に属し、前記5 (1) の電子交付配信のお知らせメールを受信できること。
- (4) お客さまが使用する電子計算機 (パソコン等。ただし、携帯電話機等のモバイル端末ではご利用いただけません。)においてPDF閲覧ソフトがご利用可能であること。(なお、当該ソフトウェア形式は Adobe Reader の最新バージョンをご用意いただくものとします。)
- (5) お客さまが本規定を承諾されること。

7. 本サービスにおける取扱い

本サービスの提供にあたり、お客さまは次に掲げる事項について同意するものとします。

- (1) 前記4に定める本サービスの方法
- (2) 電子書面の電子交付は、対象書面の作成基準日が本サービス利用期間中であること。
- (3) 紙媒体により交付された対象書面(本サービス利用開始前に作成基準日が到来し紙媒

体で交付することが確定している書面を含む)について、電子書面での再交付は行われないこと。

- (4) 電子書面により交付された対象書面(作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む)について、本サービス提供期間中および終了後も紙媒体での再交付は行われないこと。
- (5) 後記8により本サービスが終了する場合、電子書面により交付された対象書面につき、 紙媒体でも交付する場合があること。
- (6) 法令、諸規則の変更、監督官庁の指示、その他当行が必要と認めた場合には、本サービスの利用期間中であっても電子書面による電子交付ではなく、紙媒体により交付する場合があること。
- (7) 当行はお客さまにあらかじめ通知のうえ、当行または当行が契約しているデータセンター等が、定期または不定期に行うメンテナンスのために本サービスを中断する場合があること。ただし、緊急点検等の必要性またはその他の合理的理由がある場合はお客さまにあらかじめ通知することなく、本サービスの全部または一部のサービスを中断する場合があること。
- (8) 電子交付された対象書面の記載事項と、当該対象書面をお客さまご自身で印刷または 電磁媒体に出力した記載事項に不一致がある場合、当行または当行が契約しているデ ータセンター等に保有している記載事項を優先すること。

8. 本サービスの終了

当行は、次のいずれかに該当する場合に本サービスを終了します。

- (1) お客さまが、当行所定の方法(当行本支店窓口でのお手続き)により、本サービスの 解約(停止)を依頼され、当行がこれを確認した場合
- (2) 「あわぎんインターネット・モバイルバンキング」の契約が終了した場合
- (3) 次に掲げるいずれかの事由またはその他のやむを得ない事由により、当行が本サービスの提供を終了した場合
 - ① お客さまが、前記2に定める法令等に違反した場合
 - ② お客さまが、前記6に定めるいずれかの要件を欠くに至った場合
 - ③ お客さまがこの規定に違反した場合
 - ④ 当行が合理的な理由をもって利用中止が適当であると判断した場合
- (4) 当行が本サービスの取扱いを終了した場合

9. 規定の改定

- (1) 当行は、法令の変更、監督官庁の指示その他当行が必要と認めたときに、本規定を改定することがあります。改定する場合は、本サービス改定後の規定に従うこととします。なお、改定の内容が、お客さまの従来の権利を制限する、もしくはお客さまに新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を通知または公表します。
- (2) 前記(1)の通知または公表は、改定の影響が軽微であると判断される場合には、当行ホームページ等への掲載その他当行が定める方法によって代えることがあります。
- (3) 前記(1) および(2) の通知または公表等が行われた後、所定の期日までにお客さまから異議の申出がない場合は、規定の改定にご同意いただいたものとして取り扱います。

10. 免責事項

次に掲げる事項について生じた損害については、当行はその責任を負いません。

- (1) お客さまが、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告または前記6の条件を満たさずに当行に申込みを行ったこと。
- (2) 前記7および8に基づく本サービスの全部または一部の中断、もしくは終了。
- (3) 当行に重大な過失がある場合を除き、本サービスの全部または一部が著しく困難となった場合、電子書面の交付に代えて紙媒体により交付すること。
- (4) 当行に重大な過失がある場合を除き、通信回線、通信機器、コンピューターシステム および機器等の障害による電子交付の遅延、不能等、または受領した情報の誤謬等。

1 1. 合意管轄

本サービスに関し、お客さまと当行の間で訴訟もしくは調停の必要が生じた場合、当行本 店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が管轄裁判所を指定できるものとし ます。

(平成25年11月現在)

以上